

兵庫医科大学動物実験委員会審査細則

(目的)

第1条 兵庫医科大学動物実験規程第26条に基づき、動物実験計画の申請等に用いる様式及び動物実験委員会（以下「委員会」という。）における動物実験計画の審査の方法等を定める。

(申請者)

第2条 動物実験計画の申請が可能な者（動物実験責任者）は、助教以上の本学教員とする。

(申請の様式)

第3条 新規動物実験計画の承認申請に用いる様式は、次のとおりとする。

- 1 通常（両生類・魚類を含む）の場合は、「動物実験計画書（様式－1）」を用いる。
- 2 遺伝子組換え実験の場合は、「動物実験計画書（様式－1 遺伝子組換え実験用）」を用いる。
- 3 微生物もしくは化学物質を使用する実験、または物理学的急変化の可能性がある実験の場合は、第1号または第2号の様式に加えて「動物実験安全チェックリスト」を用いる。
- ② 承認動物実験計画の変更申請に用いる様式は、前項の様式を用いる。
- ③ 動物実験計画（変更を含む）の承認の通知に用いる様式は、「動物実験計画の審査結果について（様式－2）」を用いる。
- ④ 動物実験計画の終了又は中止に用いる様式は、「動物実験結果報告書（様式－3）」を用いる。
- ⑤ 飼養保管施設の設置（変更を含む。）に用いる様式は、「飼養保管施設設置許可申請書（様式－4）」を用いる。
- ⑥ 実験室の設置（変更を含む。）に用いる様式は、「実験室設置許可申請書（様式－5）」を用いる。
- ⑦ 施設等の廃止に用いる様式は、「施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（様式－6）」を用いる。

(委員会における審査の方法)

第4条 新規動物実験計画の審査の方法は、次の手順とする。

- 1 委員会（持ち回りを可とする）を開催し、審査する。
 - 2 審査の結果、当該動物実験計画書の修正等を求める意見等がついた場合は、当該箇所について、動物実験責任者に動物実験計画書の修正を求める。
 - 3 修正した動物実験計画書の審査は、動物実験委員長、病態モデル研究センターの実験動物管理者及び意見を付した委員で審査する。ただし動物実験委員長または病態モデル研究センターの実験動物管理者が動物実験責任者または動物実験実施者となる動物実験計画である場合は、動物実験委員長または病態モデル研究センターの実験動物管理者のいずれかの職務を副委員長が代行する（第2項第1号及び第3項第1号の審議においても同様とする）。
 - 4 審査の結果は、委員全員に報告する。
 - 5 審査の結果を学長に報告する。
- ② 動物実験計画変更申請の審査の方法は、次のとおりとする。
- 1 学長の委任により、委員会が当該変更を承認又は非承認することとし、動物実験委員長及び病態モデル研究センターの実験動物管理者で審議する。ただし、同審議の過程で、変更内容が多面的な審査を要すると判断された場合は前項の審査方法とする。
 - 2 審議の結果は、学長及び委員全員に報告する。
- ③ 動物実験計画結果報告の審査の方法は、次のとおりとする。
- 1 学長より助言依頼のあった動物実験計画結果報告に対し、動物実験委員長及び病態モデル研究センターの実験動物管理者で審議し、必要に応じ助言する。
 - 2 委員会（持ち回りを可とする）を開催し、審査する。
 - 3 審議の結果は、学長及び委員全員に報告する。
- ④ 病態モデル研究センターの実験動物管理者に支障があるときは、病態モデル研究センターの施設長が職務を代行する。

（事務）

第5条 この細則に関する事務は、学務部が行う。

（改廃）

第6条 この細則の改廃は、動物実験委員会が行う。

附 則

この細則は、平成24年2月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、2019 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、2020 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この改正は、2020 年 12 月 24 日から施行する。

様式 略